

令和3年度地域包括支援センターの事業評価について

1. 地域包括支援センターの事業評価とは

市町村は定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について評価を行い、必要な措置を講じなければならないこととされております。(介護保険法第115条の46関係)

国において定められた指標(全国統一)により、人員体制及び業務の実施状況等を把握し、また、全国的な傾向と比較し、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を図って参ります。

2. 評価の概要

令和3年度における地域包括支援センター事業の評価について、令和3年6月に実施され、令和4年2月に全国集計され公表されております。本市の評価結果と全国平均値については以下のとおりとなっております。

※圏域地域包括支援センターは運営開始年度であるため、基幹型地域包括支援センターのみの評価となります。

3. 評価結果

(1) 当市の地域包括支援センターの特徴

「包括的・継続的ケアマネジメント支援」「地域ケア会議」「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援」「事業間連携(社会保障充実分事業)」に関しては、平均値を上回っています。また、「事業間連携(社会保障充実分事業)」については、在宅医療・介護連携推進事業、認知症初期集中支援チーム員の連携、生活支援コーディネーターの活動など、関連事業所・多職種と連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点で事業に取り組んでいることが特徴です。

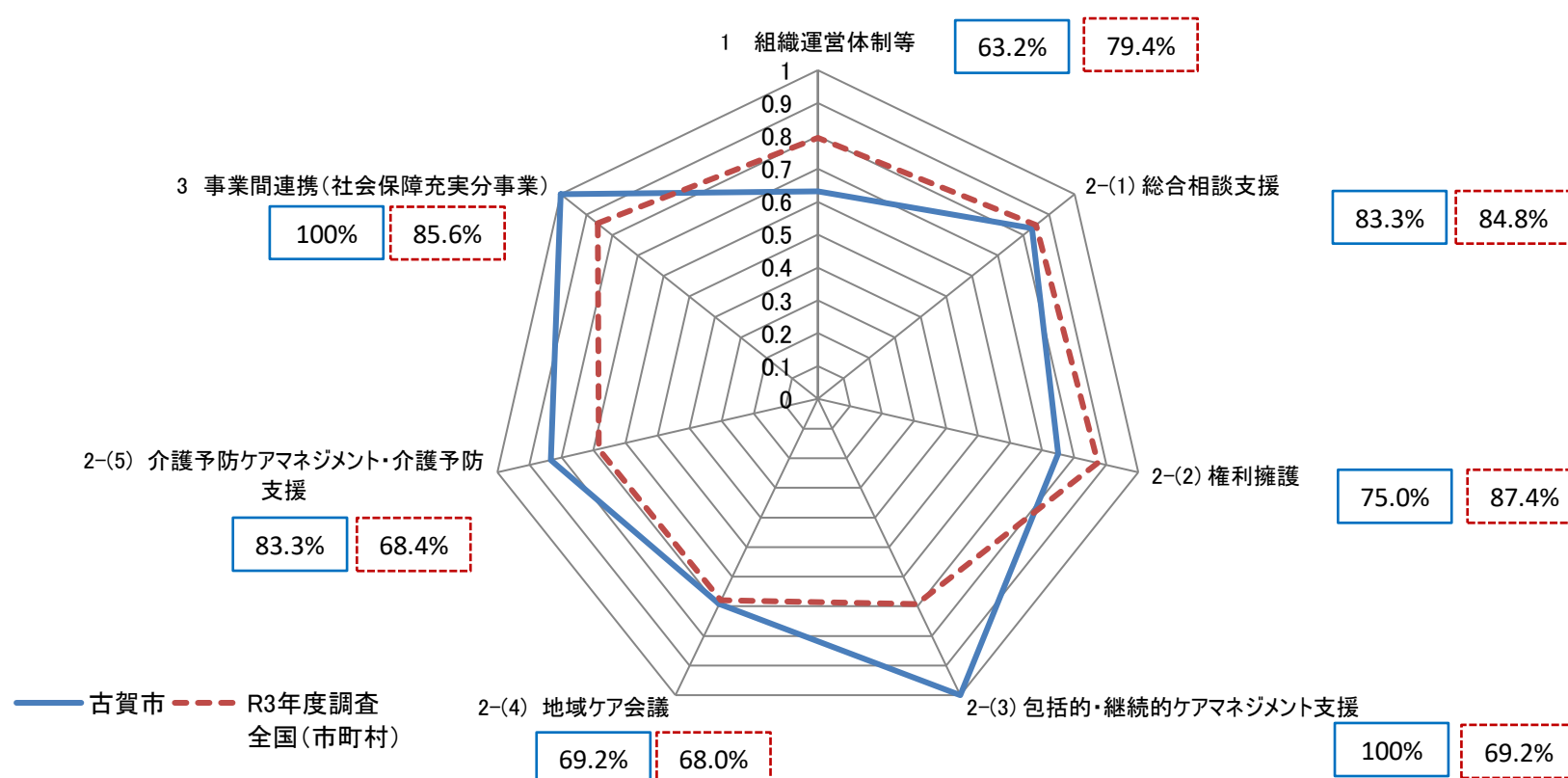
(2) 現状で取組が進んでいない業務とその要因

「組織・運営体制等」について、基幹型及び各圏域地域包括支援センターの運営に関して、必要数である3職種の人員配置を行っていますが、調査時点では個人情報の保護や利用者満足の上昇につながる方針を事務所内で提示していない点が該当せず、平均値を下回っています。現在は、基幹型及び各圏域地域包括支援センターの定例会を通して、個人情報保護の対応や苦情処理等について協議、改善を図っています。

(3) 今後の取組

基幹型及び各圏域地域包括支援センターが連携を図り、第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画における重点項目である「地域支え合い体制の構築」「相談支援の推進」「認知症施策の推進」を中心に取り組めます。

<評価項目における評価点>



<項目ごとの評価結果詳細>

大項目	市町村(基幹型地域包括支援センター)	全国平均
1 組織運営体制等	63.2%	
※組織運営体制(人員配置や運営方針の策定等)に関する評価項目	(取り組めた内容) ・必要職員の配置や平日以外の窓口を設置。 ・広報誌やホームページ等を活用した地域包括支援センターの周知等を実施。 ・個人情報保護に関する取扱方針を定めている。 (取り組みが不十分であった内容) ・職員研修計画を年度当初までに策定できていない。 ・苦情対応に関する方針を示していない。	79.4%
2-(1) 総合相談支援	83.3%	
※総合相談支援業務に関する評価項目 (例)総合相談支援事業 等	(取り組めた内容) ・関係団体(民生委員等)の会議へ定期的に参加。 ・1年間における地域包括支援センターへの相談件数の把握や、相談事例に関する支援要請への対応。 (取り組みが不十分であった内容) ・相談事例の終結条件を定めていない。	84.8%
2-(2) 権利擁護	75.0%	
※権利擁護業務に関する評価項目 (例)高齢者虐待対策事業 成年後見制度利用促進事業 等	(取り組めた内容) ・高齢者虐待事例等への対応の流れを整理している。 ・高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において高齢者虐待事例への対応策を検討している。 (取り組みが不十分であった内容) ・消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、地域包括支援センターとの連携についての協力依頼を実施できてない。	87.4%
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	100.0%	
※包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関する評価項目 (例)介護支援専門員ケア向上	(取り組めた内容) ・日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握している。 ・介護支援専門員を対象とした研修会・事例検討会等の開催計画を作成している。 ・介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けている。	69.2%
2-(4) 地域ケア会議	69.2%	
※地域ケア会議に関する評価項目	(取り組めた内容) ・地域ケア会議の開催計画を策定し、地域の医療・介護・福祉等の関係者に策定した地域ケア会議の開催計画を周知している。 ・地域ケア会議において多職種と連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い対応策を講じている。 (取り組みが不十分であった内容) ・地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じていない。 ・地域ケア会議において、地域課題に関して検討できていない。	68.0%
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	83.3%	
※介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関する評価項目	(取り組めた内容) ・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する基本方針を定めている。 ・介護支援専門員や生活支援コーディネーター等に対して、多様な地域の社会資源に関する情報を提供している。 (取り組みが不十分であった内容) ・介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の地域包括支援センターの関与について、方針を明示していない。	68.4%
3 事業間連携(社会保障充実分事業)	100.0%	
※社会保障充実分事業に関する評価項目 (例)在宅医療・介護連携推進事業、認知初期集中支援事業 等	(取り組めた内容) ・医療関係者との合同の事例検討会の開催又は開催支援を行っている。 ・在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口と地域包括支援センターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくり等の支援を行っている。	85.6%